

経常建設共同企業体としての競争参加者の資格に関する公示【第2回】

平成29年度における上ノ国町の所掌する建設工事に係る経常建設共同企業体としての指名競争入札参加者の資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

平成29年4月28日

上ノ国町長 工藤 昇

1 経常建設共同企業体も指名の対象となる工事

技術力の結集等により効果的施工を確保するため、活用が必要と考えられる工事。
(特定建設工事共同企業体の対象となった工事は除く)

【平成29年度に対象となる見込みの工事】

平成29年4月28日現在

番号	工事名(予定)	業種区分	概算工事費(予定)
1	日本海情報交流館大規模改修 建築主体工事	建築一式工事	改修工事 188,000千円
2	日本海情報交流館大規模改修 機械設備工事	管工事	改修工事 75,400千円
3	日本海情報交流館大規模改修 電気設備工事	電気工事	改修工事 55,700千円
4	町道もんじゅ連絡線道路整備工 事(屋外トイレ)	建築一式工事	新築工事 77,600~90,000千円

※標記工事が経常建設共同企業体を対象とした指名競争入札となることが確定したものではありません。

2 受付の時期及び場所

(1) 受付時期

受付期間	資格の有効期間
平成29年5月1日~平成29年5月15日	「5 資格の有効期間」による

注1 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く。

注2 持参による受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 受付場所

〒049-0698 檜山郡上ノ国町字大留100番地

上ノ国町役場施設課 財産管理グループ

3 申請の方法

(1) 申請書等の入手方法

「経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）及び「経常建設共同企業体協定書」（以下「協定書」という。）は、上ノ国町のホームページから得るものとする。

(2) 申請書の提出方法

申請書及び協定書（写）を各1部持参により提出すること。

4 構成員の要件

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

(2) 構成員の組合せ

- ① 対象工事に対応する工事種類の有資格者で、北海道における同一等級に格付けされている者の組合せ又は、直近等級に格付けされている者との組合せとする。ただし、上ノ国町内に本店を置く者については直近二等級までに格付けされた者との組合せとすることができる。
- ② 構成員には、上ノ国町内に本店を置く者を1社以上含むこと。
- ③ 特定建設業許可を有する構成員を1社以上含むこと。
- ④ 北海道におけるA等級に格付けされている者を1社以上含むこと。

(3) 構成員の技術的要件等

- ① すべての構成員が、次の各号の要件を満たすこと。

ア	対象工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてから営業年数が4年以上あること。
イ	対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があること。ただし、元請としての実績がない構成員が、当該工事を円滑かつ確実に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての実績があること。
ウ	全ての構成員は発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。 ただし、 <u>管工事、電気工事</u> において他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、残りの構成員は兼任で配置することができる。

(4) 結成方法及び数

結成方法及び数は、次の各号のとおりとする。

- ① 自主結成とする。
- ② 一の企業が結成することができる経常企業体の数は、一業種につき1とする。ただし、年度途中において新たに対象とする工事が必要となった場合は、再度登録できるものとする。

- ③ 資格の有効期間内に共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合、その構成員は、当該資格の有効年度において、上ノ国町が発注する同一工事区分での共同企業体の結成は認められない。

ただし、構成員の破産、解散、廃業、合併による消滅その他のやむを得ない場合により共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合を除く。

(5) 出資比率

各構成員の出資比率の最小限度は次のとおりとする。

- ① 2社の場合 30パーセント以上
② 3社の場合 20パーセント以上

(6) 共同企業体代表者の要件

- ① 代表者は北海道におけるA等級に格付けされている者とする。
② 代表者は構成員間において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大であるものとする。

(7) 構成員の資格要件

当該共同企業体のすべての構成員が「平成29・30年度 上ノ国町競争入札等参加資格者名簿【建設工事】(平成29年4月1日現在)」の登録者であること。

(8) 構成員の地域要件

番号	業種区分	地域要件
1	建築一式工事	桧山管内に本店を置く者に限る。
2	管工事	桧山・渡島管内に本店を置く者に限る。
3	電気工事	桧山管内に本店を置く者に限る。

(9) 建築一式工事の施工実績について(参考資料)

共同企業体の代表者に次の工事を元請として施工した実績がある場合は、契約書またはコリンズの写しなどを提出してください。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。(それぞれ1契約分のみで可)

発注者は官公庁及び民間を問いません。

	実績A	実績B
工期	工事終了日が平成14年度以降(過去15年以内)	工事終了日が平成14年度以降(過去15年以内)
工事種別	改築(大規模)	新築
主要な構造種別	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
地上階数	2階以上	2階以上
延床面積	500㎡以上	500㎡以上

5 資格の有効期間

単体企業としての資格の有効期間が満了する日までとし、最長平成30年3月31日を期限とする。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合(工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。)は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。

6 資格審査の結果

資格が認められない場合のみ通知する。

7 申請手続の照会先

上ノ国町役場 施設課 (電話0139-55-2311 内線220 : 成田)